

毎週火、金曜日発行（但休日と当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三百号

昭和三十一年三月鳥取県告示第百三十二号（鳥取県保健所及び衛生研究所使用料及び手数料の額）の一部を次のように改正し、昭和三十四年六月一日から施行する。

昭和三十四年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二号中「二 条例第五条の規定による使用料、手数料減免の額」を「二 条例第五条の規定により減免した使用料、手数料の額」に改め、同号3レントゲン診断料(4)中「種別 料金 条件」の次に

目次	
鳥取県保健所及び衛生研究所使用料等の一部改正	
豚コレラ予防注射の実施	
県税外収入金を徴収する者の身分を示す証票交付	
県税外収入金の滞納処分を行う者の身分を示す証票交付	
定例教育委員会の招集	

「間接写真診断三十五ミリメートル	二十一円	結核予防法による対象者、妊産婦、乳幼児
「〃〃 穴なし三十五ミリメートル	二十二円	同
を加え、		
「間接写真診断六×六	七十円	結核予防法による対象者、妊産婦、乳幼児
「〃〃 六×六	七十円	同
に改める。		右

鳥取県告示第三百一号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
 - 二 実施の区域 別表のとおり
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、午後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。
 - 四 実施の期日 別表のとおり
 - 五 検査及び注射駆除の方法 豚コレラ予防液皮下注射
- 別表
- | | | |
|------------|-------|---------|
| 実施期日 | 実施区域 | 実施場所 |
| 三十四年五月二十九日 | 倉吉市倉吉 | 各豚舎巡回注射 |

灘手	東伯郡大栄町大誠	東伯郡東郷町舎人	羽合町宇野	長瀬	大栄町由良	東郷町花見	大栄町由良	倉吉市上井、西郷	倉吉市上井、西郷	上北条	社
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	泊村治	倉吉市小鴨	上小鴨	東伯郡羽合町浅津	北条町下北条	倉吉市北谷	高城	二日	六月一日	三日	四日
"	三十日	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第三百二号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第三百号）第十三条の規定による県税外収入金を徴収する者の身分を示す証票を、次のように交付した。

昭和三十四年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職名	氏名	生年月日	番号	交付年月日
事務吏員	西尾 鉄三	明治四二、七、八	一九五七、八	昭和三十三年五月十五日
"	佐々木義顕	大正六、九、一六	一九六一、一六	"
"	西山 松寿	三、一三	一九七三、一三	"

鳥取県告示第三百三号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第三百号）第十三条の規定による県税外収入金の滞納処分を行う者の身分を示す証票を、次のように交付した。

昭和三十四年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職名	氏名	生年月日	番号	交付年月日
事務吏員	西尾 鉄三	明治四二、七、八	一九五七、八	昭和三十三年五月十五日
"	佐々木義顕	大正六、九、一六	一九六一、一六	"
"	西山 松寿	三、一三	一九七三、一三	"

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

